

久屋アヴェニュー法律事務所

令和5年4月30日号

事務所通信

Vol. 9



1	...	2
2	...	3
3	...	10
4	...	10

ラ オ ス 視 察 旅 行

1.はじめに

2023年3月19日から25日まで、愛知県弁護士会国際委員会のラオス視察旅行に参加てまいりました。

ラオス人民民主共和国（Lao People's Democratic Republic。以下、「ラオス」といいます。）を訪問するのは初めてのことで、これまでは、恥ずかしながら、ラオスというと、インドシナ半島にある社会主義の内陸国というくらいのイメージしかありませんでした。まさに、「ラオスにはいったい何があるというんですか？」*という状態ですね。

*村上春樹さんの紀行文集（文藝春秋刊）のタイトル

ラオスは、約24万平方キロメートルの国土（日本の本州に相当）に、約731万人の人口（2021年。埼玉県に相当）を擁し、1975年の建国以来、人民革命党による一党指導体制が続いています。

ラオ族が全人口の約半数以上を占めますが、約50の少数民族も暮らしています。

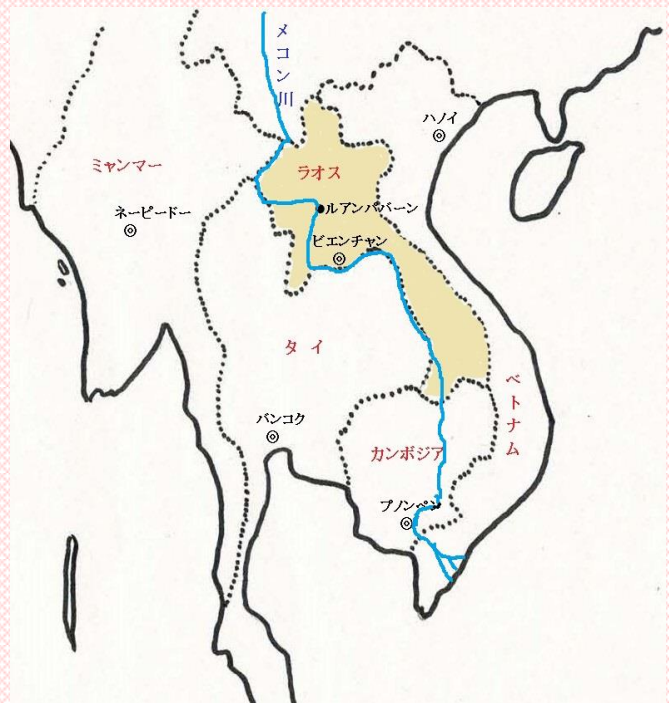
公用語はラオス語。現地でうかがったところによると、タイ語とよく似ていて、ラオス人とタイ人は、ほぼ、互いの言語で、意思疎通が可能とのこと。

東はベトナム、西はミャンマーとタイ、南はベトナム、北は中国に接しており、ASEAN（ラオスは、1997年に加盟）では、唯一の内陸国です。

国境を接する国々のうち、近年は中国からラオスへの投資が急増し（一带一路にも参加）、いわゆる“債務の罠”が懸念されています。

今回、訪問したのは、司法機関を含む国家機関が集中する首都ビエンチャンと、古都ルアンパバーンです。

ビエンチャンでは、幸運にも、裁判傍聴の機会を得ました。



以下、雑ばくながら、ラオスで見たこと、聴いたことを、ご紹介していきたいと思います。

2. ビエンチャン (Vientiane)

(1) ビエンチャン

ア. ラオスの首都ビエンチャンは、メコン川のほとりにあます。

メコン川は、中国、ミャンマー・ラオス国境、タイ・ラオス国境、カンボジア、ベトナムを通過して南シナ海まで流れる大河ですが、ビエンチャン近辺では、タイとラオスの国境となっています。



ラオスの夕暮れ、メコン川を臨む。メコン川の真ん中が国境のため、対岸は、タイ。

古都ルアンパバーンから現在の首都であるビエンチャンに遷都されたのは、16世紀半ば、セーターティラート王（1546～1571）の時代となります。同王の治政において、ラオ族最初の統一国家であるランサーン王国はその勢力を拡大し、同王により、ルアンパバーンにあるワット・シェントーンや、ビエンチャンにあるタート・ルアン（黄金に輝く大仏塔として有名。残念ながら、今回はたずねられませんでした。）が建てられたと言います。

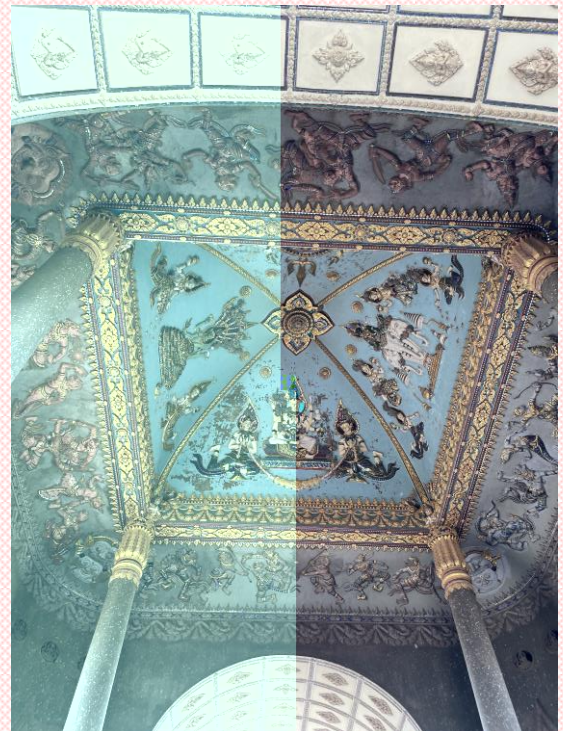
そもそも、ランサーン王国ができたのは、1353年。セーターティラート王の治政後、分裂、タイによる支配等を経て、1899年、フランスのインドシナ連邦に編入されました（フランスによる植民地化）。1949年には仏連合の枠内でラオス王国として独立しました（1953年には、仏・ラオス条約により完全に独立）が、内戦が繰返され、インドシナ情勢急変に伴って、1975年に、王政が廃止され、ラオス人民民主共和国が成立したのです。

『ラオスの基礎知識』（山田紀彦著）には、フランスによる分割統治、日本軍政下のルアンパバーン王国の独立宣言、ベトナム戦争下のアメリカによるラオス爆撃等、恥ずかしながらこれまで聞いたことがなかったランサーン王国以降のラオスの歴史が記載されています。

ビエンチャン市内には、パリのエトワール凱旋門を模して建てられた戦没者慰霊塔パトゥーサイがあります。建設を命じられたのは 1960 年代初頭だそうで、かつての宗主国を偲ばせるものではありませんが、未完のまま社会主義国政権が成立したといえます。



パリのエトワール凱旋門を模して建てられた
パトゥーサイ（Patou Xai）



天井のモザイク画のモチーフは
仏教説話やラーマーヤナだといえます。

イ、今回の視察旅行で、ビエンチャンにおける主な訪問先は、以下の通りです（訪問順）。

- ・日本貿易振興機構（JETRO）ビエンチャン事務所
- ・司法省 紛争解決センター（Economic Dispute Resolution Center, Ministry of Justice）
- ・人民首都裁判所（Vientiane People's Capital Court）
- ・日本国際協力機構（JICA）ラオス事務所
- ・人民最高裁判所（People's Supreme Court）
- ・Phanthaly Law

また、JICA 長期派遣専門家や名古屋大学に留学されていた方々と一緒に会食する機会にも恵まれました。

ウ. 日本貿易振興機構（JETRO）ビエンチャン事務所

JETRO ビエンチャン事務所では、ラオスの概況についてうかがいました。

ラオスが人民革命党による一党指導体制であることは既に述べましたが、人民革命党による内政は極めて安定しているそうです。選挙により選出される国民議会は一院制、行政機関は国家主席（トンルン・シースリット国家主席兼党書記長、現在の党最高位）の管下にあり、ソーンサイ・シーパンドン首相（1966年生）は、かつて首相や国家主席をつとめたカムタイ・シーパンドン氏のご子息とのこと。

ラオスの一人当たり GDP（2021年）は約 2600 ドルであり、カンボジア約 1655 米ドル（2021年、IMF 推定値）やミャンマー約 1105 ドル（2021/22 年度、IMF 推計）と比べると多いですが、その後の為替下落によりドルベースでの一人当たり GDP は急落したようです。ちなみに、一人当たり GDP は 3000 ドルを超えると、コンビニや車が増えるなど目に見えて豊かになってくるそうです。

ラオスの主要輸出品目は、電力（2021年 28%）、鉱物（同 25%）、農畜産物・食品（同 23%）、木材・木製品・パルプ・紙（同 12%）等となっています。首位の電力については、意外に思われるかもしれませんが、ラオス国内ではダムが盛んにつくられ、水力発電による電力が周辺国に輸出されているとのことでした。

また、日本においてラオスからの輸入品がすぐに思い浮かぶ方は少ないかもしれませんが、日本のコーヒー豆輸入額（2021年）でラオスは第 9 位であり（第 1 位ブラジル、第 2 位コロンビア、第 3 位ベトナム…）、コンビニで売られている挽き立てコーヒー等に利用されているそうです（ラオス滞在中、最も薦められたラオスの土産は、コーヒー豆でした。）。

ラオスへの直接投資についてみると、1 位中国、2 位タイ、3 位ベトナムと続き、日本は第 6 位となっています。

中国とは包括的戦略パートナーシップを締結しており、習主席は「中国とラオスは良き隣国、良き友人、良き同志、良きパートナーであり、運命共同体」であると表明したとのことで、近年、中国輸出入銀行などを介したインフラ支援や省単位による支援が急増し、資源セクター（鉱山、水力、農林業）の他にも不動産開発、小売、卸など幅広い分野への進出がみられるとともに、孔子学院等中国語や中国文化の振興もあり、中国への留学生も増加しているようです。



JETRO の入っているビル

となると心配になるのは債務の罫ですが、公的及び公的保証による債務比率は、2020 年に 73%だったのが、ラオスキープの対米ドル下落を受けて 2022 年には約 108%に急上昇したようです。もっとも、専門家はラオスがデフォルトに陥る可能性は低いとみているとのこと。というのも、例えば、中老鉄道建設資金に係る中国輸出入銀行からの融資についてラオス政府は保証していないそうですし、中国にとってのラオスの外交的重要度から返済猶予が継続されるとみられるからのようです。

ラオスに進出している日系企業は 164 社ほど。

進出形態としては、100%現地法人がほとんどのことです（製造業は原則 100%外資可ですが、セクターによるそうです）。

ラオス進出のメリットとして、「タイプラス 1」（高騰するタイの人件費を勘案し、言語がタイと似ているラオスと生産分業する）が強調されており、タイに生産拠点を有していた日本の中小企業がラオスに進出する例がみられるとのことでした。

社会主義国であるラオスでは国家が土地の所有権を保有していますが、ラオス国籍者には無期限の利用権を付与されるため、担保に入れることも、相続することもでき、ほぼ所有権を有しているとの変わらないところが、中国とは異なるとのことでした。しかし、外国人や外国企業は土地利用権の購入を認められていないことから、国から長期間の開発権を付与してもらったり、ラオス国籍者と長期の借地契約を締結したりしているようです。

エ. 司法省 経済紛争解決センター

(Economic Dispute Resolution Center, Ministry of Justice)

ラオスにおける裁判外の紛争解決手続（ADR）として司法省の管轄する経済紛争解決センターがあります。

経済紛争解決法に基づいて設置されているもので、調停と仲裁という 2 つの手続があります。

当初は経済計画省の管轄下にあったものが、法改正により司法省の管轄下に入ったようで、いずれにしても、政府機関ではありますが、調停人名簿、仲裁人名簿には様々な職種の方が掲載されており、独立した立場で任務を遂行しているとの説明でした。

同センターには 2022 年に 76 件が係属し（うち 53 件が終了）、8 割がラオスに進出している外資系の案件だといえます。



訪問時の様子。

同センターにおいて調停や仲裁で合意に至った場合、経済紛争解決法上、当事者はその内容を執行する義務を負いますが、これが執行されない場合には、人民裁判所に強制執行を申立てる必要があるようです（紛争解決法 52 条）。

同センターの『経済紛争解決法ハンドブック』については、JICA よりラオスに派遣された長期専門家が、プロジェクトの一環として、その作成を支援しています。

なお、ラオスは、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, 1958）に1998年に加盟しており、また、調停に関するシンガポール条約（Singapore Convention on Mediation, 2018）についても2019年に署名した（批准、発効はしていない）との説明でした。



経済紛争解決センターの調停や仲裁が行われる部屋。司法省の建物内にあります。



司法省の外観。



司法省の玄関にある階段。壮麗な雰囲気です。

オ. ビエンチャン首都人民裁判所（Vientiane People's Capital Court）

今回の視察旅行で最も印象深かった1つが、ビエンチャン首都人民裁判所（後述する最高人民裁判所と同じ敷地にあります。）における民事裁判傍聴でした。

傍聴できたのは民事2件の第一審です。

1件は、相続した土地（X らの父が開発、登記し、登記後は税金をおさめていたとの主張。）の登記名義を変更しようと相続人 X らが Y 村役場に申請したところ、村の所有する池が含まれるという理由で拒否されたので、池を含めた当該土地の登記が真正であることを確認したいという事案です。

もう一件は、村の基金 X が Y に対し Y 名義の土地を担保に数回にわたり融資し、Y の返済が滞ったため X が担保を実行しようとしたところ、Y は当該土地を B に譲渡して名義変更をすませ、B はさらに Z に譲渡して当該土地は Z 名義になっていた（Z は当該土地が B 名義であることを確認した上で売買代金を支払ったと主張。）という事案（なお、裁判官が X に対し融資金を回収できればいいかと質問したのに対し、X は当該土地をほしいと陳述していました。）です。

いずれも第 1 回期日で、裁判体は裁判官 3 人の合議であり、裁判長は、同席していた検察官の意見を受け入れ、更なる証拠収集が必要だとして審理の続行を宣言し、次回期日がもうけられることになりました。

驚いたのは、民事裁判に検察官が同席し、裁判官が検察官の意見を聞いて審理の続行を判断していたことです。帰国してから法務省のサイトにあるラオスの民事訴訟法（2012 年改正）を調べたところ、「人民検察院は、裁判所における法律の遵守を監督する者としての立場で民事訴訟手続に参加する……」（同法第 62 条）、「人民検察院は、裁判所における法律の遵守を監督し、もって事件の手続が包括的、客観的、適正且つ公正に行われることを確実にするために民事訴訟手続に参加する権限を有する。各人民検察院の長は、裁判所で行われる訴訟手続に参加して、人民裁判所に対して意見陳述を行うことができる。」（同法第 63 条）とありました。個別の裁判に検察官が参加して監督すると聞くと、司法の独立の観点から…？と思わないわけではありませんが、視察をご一緒したベトナムに派遣されている JICA 長期専門家によると、ベトナムにおいても、検察官が民事裁判に参加し裁判が適切に行われているかを監督しているとのことでした。



法廷のイメージ図
（裁判官、検察官、書記官はすべて女性でした。）

カ. 日本国際協力機構（JICA）ラオス事務所

経済紛争解決センターに係る『経済紛争解決法ハンドブック』の作成を、JICA が支援していたことは既に述べました。

ラオスは、1986 年に「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策を導入して以降、市場経済化を促進するための法整備を進めるようになり、日本は 2003 年により長期派遣専門家をビエンチャンに派遣し、JICA のプロジェクトとして法制度整備支援が始まりました。JICA ラオス事務所を訪問した際、扉に掲げられていた「法の支配発展促進プロジェクト」（“The Project for Promoting Development and Strengthening of the Rule of Law in the legal sector”）は、2018 年から本年 7 月を期限として実施されているそうです。



法の支配発展促進プロジェクトの看板。

現在は、愛知県弁護士会の弁護士のほか、他会の弁護士や検察官がラオスに **JICA** 長期覇権専門家として滞在し、当該プロジェクトにおいて、民事法 SWG、刑事法 SWG、教育研修改善 SWG にわかれて、コメンタール、判決書マニュアル、事実認定問題集の作成等に関与しているそうです。

目標は「実務家の継続育成→実務改善→法の支配促進」とのこと。理想を掲げてプロジェクト成功にむけ邁進する姿を拝見し、とても魅力的な職場だと感じ入りました。



訪問時の様子。

キ. 最高人民裁判所 (People's Supreme Court, PSC)

ラオスは以下の通り三審制をとっています（訳は法務省に従っています）。

- People's District Court（地区人民裁判所）…48 裁判所
- People's Provincial Court、People's Capital Court（県、首都人民裁判所）
…18 裁判所（地区が取り扱わないものについては第一審、地区判決の控訴審）
- People's Regional Court（地域人民裁判所）
…4 裁判所（県・首都判決の控訴審、地区判決の上告審）
- PSC …1 裁判所（県・首都判決の上告審、再審）

年間に取り扱うのは約 1 万件。多くの紛争は、裁判に至る前に、村役場の調停等で解決されるとのことでした。

検察官の民事裁判参加については、裁判官には当事者の証拠収集をサポートする役割があり、検察官はこれが十分か等を監督しているとの説明でした。



訪問時の様子。

なお、PSC で出迎えて下さったチャンタリー判事は、かつて名古屋大学博士課程に留学されていた方で、現在は判事として JICA プロジェクトにも参加されているとのこと。愛知県弁護士会の視察旅行でアジア圏を訪問し名古屋大学卒業生が大活躍されているのを拝見するにつけ、名古屋大学（特に CALE）は長年に亘り、素晴らしい取組みをされていると実感します。



人民最高裁判所の外観。

ク. Phanthaly Law

現在、ラオスの弁護士は約 370 人。まだ、歴史が浅く、ラオスに投資している外資系は自国を含む涉外弁護士の法的サービスを利用することも少なくないそうです。

また、法の支配は未だ十分ではなく、司法ではなく行政手続で紛争が解決されることも多く、また、同じ法律でも裁判官によって理解が異なることがあり、法律からだけでなく経験も用いてのアドバイスが必要だという本音も伺うことができました。

3. ルアンパバーン (Luang Prabang)

古都ルアンパバーンは、ラオス北部の山岳地帯の中心に位置し、街はメコン川とナムカーン川によって形成された半島にあります。また、1995年には、伝統的な建築とフランス植民地時代の建築の優れた融合がみられることから、「ルアンパバーンの町 (Town of Luang Prabang)」として世界遺産に登録されています。

ルアンパバーンでは、1909年にシーサワンウォン王の住居として建造された王宮を利用したルアンパバーン国立博物館を見学しました。フランス植民地化後、ルアンパバーンを保護領として王政は続いたそうで、館内の随所にみられるオリエンタルな意匠等にも件の融合がみられる気がしました。また、当時の王族の衣装、宝物等もみることができ、大変興味深かったです。そのほか、1560年にセーターティラート王が建立したというワット・シェントーンを含む寺院群や植民地様式の建物を利用したお店等をめぐりました。

早朝にトゥクトゥクを手配して街にでて、有名な托鉢や朝市をみてまわったり、現地ツアーに参加して、街をでて、モン族の村、タート・クワンシーの滝、バークウー洞窟、「ラオ・ラーオ」蒸留の村などをたずねることもできました。



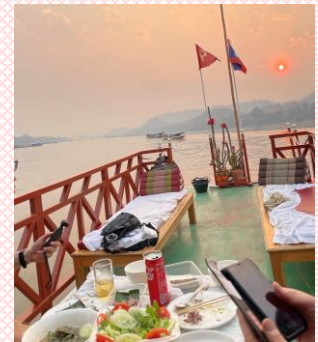
早朝の有名な托鉢



街には沢山のお寺



ワット・シェントーン
の霊柩車



メコンクルーズでみた夕日の
霊柩車

4. 結びに代えて

ラオス憲法の前文ではランサーン王国を含むラオスの歴史に触れています。既に述べたとおり、ラオスが王政を廃し社会主義国になったのは1975年ですが、ビエンチャンでチャーターしたバスの運転手さんが王様の写真を運転席の上に貼っていたり、ビエンチャンの通りが王様の名前だったり、王政に対する大らかな態度を感じられ、滞在中、ラオスが社会主義国だという認識が薄れることも多かったです。しかし、当然のことながら、国家組織はほぼ党员で占められていると聞きますし、党员になるためには、小さい頃から青年団に入り階段をのぼっていく必要があるが有力者の子弟でなければそのようなコースは難しく、国家組織に入った後、優秀だと党员に…と声がかかるという話を聞くと、門地を問わない平等を実現するのは本当に難しいんだなと思わずにはいられません。「ラオスにはいったい何があるというんですか？」という問いにこたえるためには、やはりラオスにいてみるしかない…という当たり前の言を置いて、本稿をしめたいと思います。

10